

拜啓益御清穆被爲渡奉恭賀候陳者例ニ因リ本  
會ニ於テ來ル十月十日ヨリ十一月十九日迄秋  
季美術展覽會開設博ク新古ノ繪畫ヲ蒐集陳列  
致洽ク衆人ノ觀覽ニ供候筈ニ付テハ古書畫ノ  
如キハ實業者參考ノ爲缺クヘカラサル要品ニ  
有之候間乍御手數御秘藏中精妙ノ古書畫御撰  
出御出品被下候様致度深ク希望仕候敬具

日本美術協會々頭

伯爵 佐野常民

明治三十一年九月一日

伯爵大隈重信殿

追テ近日日本會掛員差出尙御依頼可申條御聞  
取御出品被下度豫メ規則書一冊進呈仕候也

明治三十一年六月

秋季美術展覽會規則

日本美術協會

緒言

秋季美術展覽會ハ例ニヨリ來ル十月ニ於テ開設シ大ニ新  
古ノ繪畫ヲ展列シ彼是對照シ以テ各美術家參考ノ資ニ供  
セント欲ス請フ本年ハ新館建築竣功シ陳列上便宜ヲ得タ  
ルヲ以テ大方ノ畫家諸君競フテ傑作ヲ出陳セラレシコト  
ヲ併セテ古畫所藏ノ各位其優逸ナル卷軸ヲ慳マズ出陳シ  
以テ本會ノ趣旨ヲ幫助セラレシコトヲ廣ク會員内外ノ諸  
君ニ望ムト云爾

明治三十一年六月

日本美術協會

秋季美術展覽會規則

第一條 本會ハ美術展覽會ト稱シ廣ク新古ノ繪畫ヲ採集陳列シテ公衆ノ觀覽ニ供シ專ラ繪畫ノ進歩獎勵ヲ計ルテ以テ目的トス

第二條 本會ハ明治三十一年十月十日ヨリ同十一月十九日マテ東京上野公園地櫻ヶ岡日本美術協會列品館ニ於テ之ヲ開ク

第三條 新製繪畫ハ課題ヲ設クス其製作ハ全ク各自ノ隨意トス

第四條 新製繪畫ハ圖樣及紙絹等隨意タルヘシト雖モ其數畫家一名、貳葉ヲ限リトス  
但二葉出品スル向ハ成ヘク粗密二様ヲ要ス其寸法ハ

左ニ掲ク

豎物 丈 六尺以下上 巾 三尺八寸以下

寸法

横物 丈 三尺五寸以下 巾 六尺以下

裱縁巾ハ三寸以下トス

第五條 繪畫ハ漆繪及蒔繪燒繪等ヲ除クノ外各流派ヲ問ハス出陳スルヲ得

第六條 繪畫ハ新古トモ本會掛員ニ於テ精密ノ鑒別ヲ爲シ採擇スヘシト認メタルモノ、外陳列ヲ許サス

第七條 出品ハ必ス本年九月十日ヨリ九月三十日マテニ現品ニ目錄ヲ添ヘ日本美術協會事務所ニ送付アルヘシ其期日内ニ到達セサルモノハ陳列ヲ許サス但發送後出

品人ノ意思ニ由ラサル事故ノ爲メ延着セシモノハ此限ニアラス

第八條 新製繪畫ハ額面又ハ裱張ニ仕立相當ノ縁張(第四條ノ寸法ヲ用ユ)ヲ施シ裏面ノ透明セサル様裏張ヲ爲スヘシ

但屏風ノ類其他縁裱等廣大ニ過キ場所ノ差支ヲ生スルモノハ拒絕スルコトアルヘシ

第九條 遠隔ノ地ニシテ遞送不便ナル出品ニ限リ本會ニ於テ裱張等ヲ引受クルコトアルヘシト雖モ其費用ハ出品者ノ自辨タルヘシ

第十條 古畫ニシテ由緒傳來ノ記録アルモノ又新畫ト雖モ歴史畫眞景畫等ハ成ルヘク詳細ノ説明書ヲ添付スヘ

- 第十一條 新製繪畫ハ賣品非賣品ノ區別ヲ出品目錄ニ明記シ其賣品ハ價格ヲ記入スヘシ
- 第十二條 繪畫ニ關スル有益ノ著述又ハ學校研究會規則等ヲ出品スルヲ得又ハ後進ノ誘掖上著シキ功勞アルモノハ其門弟若クハ知友ヨリ本人ノ履歷書ヲ差出スヘシ
- 第十三條 出品ハ新古ヲ問ハス總テ目錄ニ照シ預リ證ヲ交付スヘシ
- 第十四條 出品ノ遞送費ハ往復共ニ出品者ノ自辨タルヘシ
- 第十五條 參考品ヲ除クノ外新製繪畫ハ別ニ定ムル所ノ審査規則ニ據リテ之ヲ審査シ左ノ褒賞ヲ贈與スルモノ

トス

- 金牌 銀牌 銅牌 褒狀一等 同二等 同三等
- 第十六條 審査ヲ望マサルモノハ豫メ其旨出品目錄ニ記入スヘシ
- 第十七條 審査長審査員ハ會頭ヨリ依囑スルモノトス但會員外ト雖モ依囑スルコトアルヘシ
- 第十八條 古畫ハ出品者ノ請求ニ由リ之ヲ審査シ鑒定證ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第十九條 新製繪畫ハ開會中之ヲ搬出スルヲ許サス
- 第二十條 古畫ハ時々取換ヘ陳列スヘシ若シ出品者ニ於テ特ニ陳列ノ日數ヲ限ラント欲スルトキハ豫メ其旨ヲ通知アルヘシ

第二十一條 古畫ニシテ畫家ノ參考又ハ他ノ美術工藝ヲ  
資クヘキ優等品ハ出品者ノ承諾ヲ得テ本會ニ於テ寫眞  
又ハ摸寫出版等ヲ爲スコトアルヘシ

第二十二條 前條ノ場合ニハ一葉ヲ本會ニ備ヘ一葉ヲ出  
品者ニ寄贈シ其他ハ寫眞師及出版者ニ販賣ヲ許スコト  
アルヘシ

第二十三條 賣品ノ繪畫望人アルトキハ代價貳割以上ノ  
證據金ヲ取り約定證ヲ交付シ置キ閉會後七日間ニ受授  
ノ手續ヲ爲シ其代價ハ出品人ニ交付スヘシ  
但賣却セシ繪畫會員ハ其賣價百分ノ五會員外ハ百分  
ノ七ヲ以テ開會中販賣ニ關スル諸費ノ補助トシテ本  
會ニ寄附スルモノトス

第二十四條 出品ノ繪畫ハ新古ヲ問ハス開會中ハ本會ニ  
於テ力メテ保護ヲ爲スヘシト雖モ避クヘカラサル變災  
ノ爲メ段損シタルトキハ本會其責ニ任セラルモノトス  
第二十五條 出品ハ閉會後速ニ返付スヘキニ由リ東京市  
内及之ニ接近スル郡村居住ノ者ハ通知ニ隨ヒ受取人ヲ  
出スヘシ遠隔ノ者ハ遞送費先拂ヲ以テ還付スヘシ  
但古畫ニ限り閉會前ト雖モ陳列濟ノ品ハ逐次還付ス  
ルコトアルヘシ

第二十六條 會場ハ毎日午前八時ニ開キ午後第四時ニ入  
覽ヲ止メ全第五時ニ閉ツルモノトス

第二十七條 入場券ハ金五錢トス每一人必ス之ヲ携フヘ  
シ五歳未滿ノ者ハ此限リニアラス

第二十八條 出品人一人ニ對シ特別入場券一枚ヲ交付ス

ヘシ

第二十九條 本會々員ニシテ票章ヲ佩フル者ハ入場券ヲ携フルヲ要セス

第三十條 入覽人心得ハ本會門前ニ揭示スルヲ以テ入覽者堅ク之ヲ遵守スヘシ

明治三十一年六月

日本美術協會



東京市京橋區西紺屋町廿六七番地 秀英會 印行

南豐鳴郡下戸塚村七十番地

伯爵大隈重信殿





日本美術協會頭

伯爵佐野常民